

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

九度山町長 岡本 章

市町村名 (市町村コード)	九度山町 (30343)
地域名 (地域内農業集落名)	安田島 (九度山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は県北東部に位置し、紀ノ川左岸に位置し、基盤整備された農地で、水田と畑作地帯であり、その他 ビニールハウスによる施設園芸の地域である。全体的に遊休化の農地はないが、耕作者の高齢化が進んでおり、世代交代により後継者不足が発生している。

また、これにより将来的な耕作放棄地の発生が懸念される。さらに近年は、気候変動による作物への影響や病害虫の発生、鳥獣被害等も散見される。

(2) 課題

近年は農業従事者の高齢化が進んでおり、担い手不足が進行しつつあります。そのため、後継者の確保は課題となっており解決のために、認定農業者の育成、新規就農者の支援等地域の実情に即した経営体の育成を進める必要があります。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、圃場整備がされた優良水田地帯であり、今後においても農業生産活動を維持、発展させるためには少子高齢化の中、引き続き次世代への農業技術の伝承と農業の円滑な後継者の育成、確保が求められる。さらに農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図り、スマート農業の導入、地域コミュニティ(周辺地域団体、学校等)との連携により、農業への関心を高めることで、地域内外から農業者を確保し、農業者への農地の再分配を進めることができる条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図っていきます。また、多面的機能支払交付金の制度も活用し、農道整備や植栽等環境美化により地域の環境保全に取り組めます。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした農地面積の拡大を進め、担い手への農地集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地の借り手及び貸し手がある場合は、基本的に農地中間管理機構の活用により、担い手への農地集積を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針 圃場整備等、基盤整備事業は実施済の為、新たな事業の取組みの予定はない。地区内の農道については、一部生活道路や通学路でもあることから、多面的機能支払交付金を活用し、優先順位を設定し、定期的な補修工事を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 町や農業委員会、JAと連携し、地域内外から若手就業者等や多様経営体の参画を促進する。また、新規就農者などの栽培技術や規模拡大を考える農業者等に対する農地の斡旋、設備資金等の支援に関する営農相談に対応し、地域への定着を支援を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農業者の高齢化等に伴い、作業委託希望者が増加傾向にある為、農業支援サービス事業者、シルバー人材センター等を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業技術(ドローンによる消毒作業等)やデジタル技術の導入により、農業者のスキルアップを図り、作業者の負担軽減と効率的な農業経営を実現させる。